

号外 第44号 平成 26 年 9 月 30 日(火)

(毎週 火・金発行)

#### 目 次

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援

に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備

(社会福祉課)

#### 規 則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を 改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県規則第37号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一 部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(熊本県中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則の一部改正)

熊本県中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則(平成20年熊本県規則第 40号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。 熊本県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及 び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則

第1条を次のように改める。

(趣旨)

この規則は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 第1条 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」 という。)の施行に関し、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号)に定め るもののほか、必要な事項を定めるものとする

第2条の見出しを「(支援給付申請書等)」に改め、同条第3項に次の1号を加える。 第2条の光面ですべく後間でいる。 (9) その他知事が必要と認める書類 第2条第4項中「第14条第4項」の次に「(法第15条第3項において準用する場

合を含む。)」を加え、同条第5項を削る。 第3条の見出しを「(支援給付(配偶者支援金支給)決定通知書等)」に改め、同条

第1項中「第24条第1項(同条第5項」を「第24条第3項(同条第9項」に、「支援給付決定通知書」を「支援給付(配偶者支援金支給)決定通知書」に、「支援給付申 請却下通知書」を「支援給付(配偶者支援金支給)申請却下通知書」に、「支援給付信止(廃止)決定通知書」を「支援給付(配偶者支援金支給)停止(廃止)決定通知書」 「支援給付停 に改める。

第4条第1項中「、被支援者」を「被支援者(支援給付を受けている者をいう。以下の条から第6条までにおいて同じ。)」に改め、同条第4項中「第1項又は第2項の 規定により、施設の長又は私人が入所若しくは利用又は養護の委託を受けている」を「保護法第30条第1項ただし書の規定により施設に入所させ、若しくは入所を委託し、 若しくは私人の家庭に養護を委託している被支援者又は保護法第36条第2項の規定に より施設を利用させ、若しくは施設に施設の供用若しくは技能の授与を委託している」に改め、「前条に規定する」を削り、「支援給付決定通知書」を「支援給付(配偶者支 援金支給)決定通知書」に、 「支援給付停止(廃止)決定通知書」を「支援給付(配偶 支援金支給)停止(廃止)決定通知書」に改める。 第5条の見出し中「支給方法等」を「交付方法等」に改め、同条第1項中「、被支援

者」の次に「又は受給者(配偶者支援金の支給を受けている者をいう。以下この条及び次条において同じ。)」を、「対して支援給付金品」の次に「(支援給付として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。以下この条及び次条において同じ。)又は配偶者支援金」を加え、「から支援給付決定通知書」を「(被支援者若しくは受給者又はこれたの表の代理人をいる。次条第2項において同じ。)に支援給付、配偶者支援金支約 らの者の代理人をいう。次条第3項において同じ。)に支援給付(配偶者支援金支給)

決定通知書」に改め、同項ただし書中「被支援者」の次に「又は受給者」を、「支援給付金品」の次に「又は配偶者支援金」を加え、同条第2項中「、被支援者」を「被支援者又は受給者」に改め、「支援給付金品」の次に「又は配偶者支援金」を加え、「依頼して行う」を「求める」に、「指定された交付日」を「その交付の日」に、「支援給付費支給明細書」を「支援給付費(配偶者支援金)支給明細書」に改め、同条第3項中「、支援給付金品」を「支援給付金品」に改める。

第15条中「支援給付費繰替支弁金請求書」を「支援給付費(配偶者支援金)繰替支弁金請求書」に改める。

第16条中「第73条第1号又は第2号」を「第73条各号」に、「とりまとめ」を 「取りまとめ」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

#### 別記第1号様式(第2条関係)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付申請書

									※県受付	
			1				1	r		年 月 日
	人員	氏 名	続柄	性别	年齢	生年月日	学歴	職業	健康状態	
मर्च	1		中国残留 邦人本人							
安支运	2		配偶者							
要支援家族	3									
200	4									
	1									※町村役場 受付
[司]	2									年月日
居家族	3									
同居家族の状況	4									
況	5									
	6									
ろあ	に住ん るとき	うち別なとこ しでいる者が きはその名前 ごいるところ								
L		         	収入の料	犬況(別	添2)	関係先用	会へ	の同意	〔(別添3)	

## 支援給付を申請する理由

上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を申請します。

年 月 日

熊本県知事 様

申請者住所

即

支援給付を受けようとする者との関係

#### (記入上の注意)

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 申請者と支援給付を受けようとする者が異なる場合には、別添1、別添2及び別添3の書類は、支援給付を受けようとする者が記入する必要があります。
- 3 不実の申請をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項にお いてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されること があります。

## 別記第2号様式(第2条関係)

	葬祭 支援給付申請書							
死	氏	名	死亡時の住所 又 は 居 所					
t_	生 年 月	Е	年 齢 葬祭を行う者 と の 関 係					
者	死亡年月	H	葬祭年月日					
蓼	· 祭	費	遺留金品差引不足額摘要					
内 訳								
計								
	1 == 1 as 1 ds la 4	HALL.	ので、中国建図型を第の印源お帰国の促進並びにまた帰国した中					

上記のとおり相違ないので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による葬祭支援給付を申請しま す。

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所 氏 名 印 死亡者との関係( )

別記第3号様式(支援給付者世帯用)(第2条関係)

(表 面)

収入申告書

年 月 日

熊本県知事 様

氏 名

E[]

年分の私と同居している二世等世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

## 1 働いて得た収入

働いている									
者	者の名前								
仕事	5の内容勤め								
先(	会社名)等								
	区 分	収	入	必要経費①	就労日数	収	入	必要経費②	就労日数
	1月分								
	2月分								
	3月分								
÷	4月分								
年	5月分								
1	6月分								
か	7月分								
前年12か月分	8月分								
ガ	9月分								
	10月分								
	11月分								
	12月分								
	合計欄								
必	要 経 費	1							
(前	月 分)	2							
Ø) 3	主な内容								

## 2 恩給、年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)

有	国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別	収	月額	円
•	児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、	人		
無	その他( )	額	年額	円

### 3 仕送りによる収入(前年12か月分の合計を記入してください。)

		内容	仕送りした者の氏名
有	仕送りによる収入		円
無	現物による収入	米、 野菜、 魚ダ (もらったものを○で囲んでくた	ド

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

4 その他の収入(前年12か月分の合計を記入してください。)

		内 容	収 入	受領した年月日
有	生命保険等の給付金			
<b>₩</b>	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		[1]	
	そ の 他			

5 その他将来において見込みのある収入(1から4までに記入した収入を除く。)

有	内	容	収入見込額
無無			

6 働いて得た収入がない者

氏	名	備	考

## (記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12か月分の収入総額が分かるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は、不要です。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (4) 農業収入については、前年12か月分の総収入のみを収入の合計欄に記入してください。
- (5) 必要経費欄には、収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (6) 2から5までの収入は、その有無について○で囲んでください。「有」を○で囲んだ収入 については、その右欄にも記入してください。
- (7) 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第3号様式(同居者世帯用)(第2条関係)

(表 面)

収入申告書

年 月 日

熊本県知事 様

氏 名

印

私の世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

## 1 働いて得た収入

働いている	仕事の内容 勤め先	区	分	当 月 分			前3	3か月分		
者の名前	(会社名)等		79	(見込額)	(	)月分	(	)月分	(	)月分
		収	入							
		必要経	費①							
		収入	日数							
		収	入							
		必要経	費②							The state of the s
		収入	日数							
		収	入							na a a a a a a a a a a a a a a a a a a
		必要経	費③							Table Andrews
		収入	日数							ALAMATA
必要経費	①									
(前月分)	2		***********					~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~		
の主な内容	3									a. a

## 2 恩給、年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)

有 国民年金、厚生年金、恩給、児童手当、児童扶養手当、特別 収	月額	円
・       児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、       入         無       その他(       数		円

### 3 仕送りによる収入(前年12か月分の合計を記入してください。)

		内容	仕送りした者の氏名
有	仕送りによる収入	Н	
無	現物による収入	米、 野菜、 魚介 (もらったものを○で囲んでください。)	

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

4 その他の収入(前年12か月分の合計を記入してください。)

		内	容	収	入	受領した年月日
有	生命保険等の給付金				円	
無無	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)				円	
788	そ の 他				円	

5 その他将来において見込みのある収入(1から4までに記入した収入を除く。)

有	内	容	収入見込額
無無			
X177			

6 働いて得た収入がない者

氏	名	備	考

#### (記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」については、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等、前年12か月分の収入総額が分かるものを添付できるときは、働いて得た収入欄の合計欄のみ記載してください。月ごとの記載は、不要です。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (4) 農業収入については、前年12か月分の総収入のみを収入の合計欄に記入してください。
- (5) 必要経費欄には、収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (6) 2から5までの収入は、その有無について○で囲んでください。「有」を○で囲んだ収入 については、その右欄にも記入してください。
- (7) 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第4号様式(第2条関係)

給 与 証 明 書

年 月 目

熊本県知事 様

生 所 事業所(雇主)

印

次のとおり証明します。

氏	名					(歳)	職名及び		
居	住 地						及内び容		
	基	本 給		F	]	所	得	稅	円
給	日給	(日分)				健息	表 保 隊	) 料	
451-1	家 族	手 当			1.1.	厚生	年金保	険料	
	地 域	手 当				失身	集 保 隊	矣 料	
		手当							
与.					除				
decc					etec				
額					割額				
	小	計(イ)				小	計	(口)	
	差引	支 給	額	(イ)ー(ロ)	摘				
	2月の			月夕					
手	取 額			月夕	要		***************************************		

(備考) 事実と違ったことを証明した場合には、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条の規定により処罰されることがありますから御注意ください。

別記第8号様式及び別記第9号様式を次のように改める。

別記第8号様式(第2条関係)

(表 面) 資 産 申 告 書

年 月 日

熊本県知事 様

氏 名

印

現在の私の世帯の資産の保有状況は、次のとおり相違ありません。

## 1 不動産

				延面積	所有者氏名	3 所	在	地	抵当権
	(1)	宅 地	有·無						有 · 無
地	(2)	田畑	有·無						有 · 無
16	(3)	山 林 その他	有·無						有 · 無
	(1)	持	家	延面積	所有者氏名	3 所	在	地	抵当権
建	(1) 居 住 用	借家・借 いずれ を○でく んでく	か 囲				(家賃	円)	有 • 無
物	(2)	その他	有•無						有 · 無

## 2 現金、預貯金、有価証券等

現		金	有 無						円
預	貯	金	有 ・ 無	預金多	七 口	座番号	口座氏	名	預貯金額
有	価 証	券	有無無	種	類	額	úú	n	平価 概 算 額

(記入に当たっては、裏面の記入上の注意をよくお読みください。)

(裏 面)

		契	約	先	契	約	金	保	険	料
生命保険	有 無									
その他の保険	有 · 無									

#### 3 その他の資産

O CONTENDED					·····		<del>†</del>				
	有	使月	目状況	所有者氏名	輯	種	排	気	鼠	年	式
自 動 車(自動二輪を含む。)	無無	使末	用 使 用								
		En	名								
その他	有										
高価なもの	無無										

# 4 負債(借金)

	金 額	借	入	先	
有 · 無					

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者が記入してください。
- (2) 資産の種類ごとにその有無について○で囲んでください。土地については借地等の場合も記入してください。
- (3) 「有」を○で囲んだ資産については、次に従って記入してください。
  - ア 同じ種類の資産を複数所有している場合は、その全てを記入してください。
  - イ 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
  - ウ その他高価なものがあれば品名を記入してください。
- (4) 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- (5) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条 第4項においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって 処罰されることがあります。

別記第9号様式(第2条関係)

同 意 書

年 月 日

熊本県知事 様

住所又は居住 氏名

E[]

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の決定若しくは実施又は同法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員(以下「私等」という。)の下記に揚げる事項(支援給付の廃止の後にあっては、下記1、3及び4に揚げる事項を除き、支援給付を受けていた期間における事項に限る。)につき、貴県が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等(以下「官公署等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人(以下「銀行等」という。)に報告を求めることに同意します。

また、貴県の求めに対し、官公署等が必要な書類の閲覧若しくは資料の提供をし、又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

記

- 1 氏名及び住所又は居住
- 2 資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。)
- 3 健康状態
- 4 他の実施機関における支援給付の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

別記第11号様式から別記第13号様式までを次のように改める。

別記第11号様式(第3条関係)

年 月 日

様

熊本県知事

支援給付(配偶者支援金支給)決定通知書

年 月 目付けで申請のありました) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による 支援給付(配偶者支援金の支給)について、下記のとおり決定しましたので通知します。

- 1 決定内容(新規・変更の別を含む。)
- 2 支援給付の種類及び程度

種類	生 活 支援給付	住 宅 支援給付	医 療 支援給付	介 護 支援給付	( ) 支援給付	<u> </u>
程度	円	円	円	円	円	円

3 配偶者支援金の決定額

- П
- 4 支援給付(配偶者支援金の支給)の開始時期及び方法
- 5 支援給付(配偶者支援金の支給)を決定した理由
- 7 この決定の通知が申請書受理後14日を経過した理由

#### 教

- 1 この決定について不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60日以内に、厚生労働大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この決定 の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の通知を受けた 日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定についての審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する 裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県 知事が代表者となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただ し、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の 送達を受けた目の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起 することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経 ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要 があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第12号様式(第3条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

#### 熊本県知事

支援給付(配偶者支援金支給)申請却下通知書

年 月 目付けで申請のありました中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(配偶者支援金の支給)については、下記により支援給付(配偶者支援金の支給)ができないので却下します。

記

- 1 却下の理由
- 2 この通知が申請書受理後14日を経過した事由

教 示

- 1 この決定について不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内に、厚生労働大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この決定 の通知を受けた日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、この決定の通知を受けた 日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定についての審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する 裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県 知事が代表者となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただ し、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の 送達を受けた日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起 することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経 ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

#### 別記第13号様式(第3条関係)

第 号 年 月 日

様

能本県知事

支援給付(配偶者支援金)停止(廃止)決定通知書

年 月 日付け 第 号により決定しました中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(配偶者支援金の支給)について、下記のとおり停止(廃止)をしましたので通知します。

記

- 1 停止(廃止)をした支援給付の種類
- 2 停止する期間
- 3 廃止する時期 年 月 日
- 4 理由

教 示

- 1 この決定について不服があるときは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して 60日以内に、厚生労働大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この決定 の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の通知を受けた 日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定についての審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する 裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県 知事が代表者となります。)この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただ し、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の 送達を受けた日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起 することができなくなります。

なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経 ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第14号様式中「印」を削り、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記第15号様式中「支援給付費支給明細書」を「支援給付費(配偶者支援金)支給明細書」に、「名渡」を「人渡」に、「被支援者番号」を「被支援者(受給者)番号」

に、「被支援者世帯主氏名」を「被支援者世帯主(受給者)氏名」に、

葬祭 支援

Γ

配偶 葬祭 者支 を に改める。 支援 援金

別記第17号様式から別記第19号様式までを次のように改める。

### 別記第17号様式(第6条関係)

支援給付(配偶者支援金支給)申請に伴う調査書

第 年 月 日

熊本県知事 様

町 長 村

から別紙のとおり中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(配偶者支援金の 支給)に係る支援給付申請書(配偶者支援金支給申請書)の提出がありましたので、(同 法第15条第3項において準用する)同法第14条第4項においてその例によるものとさ れた生活保護法第24条第6項の規定により下記のとおり支援給付(配偶者支援金の支 給)に関する参考事項及び意見を添えて送付します。

記

- 1 戸籍簿及び住民基本台帳と照合した結果、事実との相違事項
- 2 収入、資産、負債、他法給付、扶養義務関係、医療機関、生活困窮状況及び特殊事項 の概要
- 3 支援給付の要否及び程度(配偶者支援金の支給)の決定に関する意見
- 4 調査指導上の留意事項
- (注) 不要の文字は、使途に従い抹消してください。

Š	種別	区分	内	容面		長面		よる固資産	資定	所	有 権 系事項	1 %	査に 実	よ数	実	表面と際 の は理由
	建	物				<u> </u>	円		円	124	1, 1, N				1177 000	
Ř	宅	地					円		円							
	H						円		円							
55.4	畑						円		円							
Ľ	Ш	林					円		円							
	原	野	-T				円		円							
: O	他の諸和	允公課	住」	<b></b>		円	国保険	保 検税		1	と業共を と険 **		H	家 保険	畜	
		区分		耕化	乍台帳						をによる	5実数		崖		
<b>‡</b>		. "		T <del>,</del>	作		<u>小</u>	作业	E	1作	小	T	作	種	類	数量
Ξ	種別		反別	1 1	F 均 又穫量	1 1702	別	平 均収穫量	厉	<b>辽</b> 別	反別	小	乍料			***************************************
	二毛化	乍 田											H	荡	₹	畜
	一毛 化	乍 田						***************************************			***************************************		円	種	類	数量
á l	畑												円			
	開墾	地											円			
	桑	東											円	面	<b>拉入消</b>	費財
F	煙	草											円	種	類	数量
† =	果	樹											円			
	自給里	予 菜											円			
					扶		Ě	義	務	-	者					
	区分	要支援者	年世	贈	年間		税	額		資			產	É	耕什	乍反別
E所 记名	`	<b>仮者との</b>	令員	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	年間総所得額	伯 科	所得稅	<b>固资</b> 定税	住宅	宅地	田田	畑	山林	原野	H	畑

### 別記第18号様式(第6条関係)

## 被支援者(受給者)状況変動報告書

第 号 年 月 日

熊本県知事 様

町 長 村

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律による支援給付(配偶者支援金の支給)を受けている被支援 の生計その他の状況に下記のとおり変動がありましたので、(同 者(受給者) 法第15条第3項において準用する)同法第14条第4項においてその例によるものとさ れた生活保護法第19条第7項第1号の規定により報告します。

記

- 1 変動のあった年月日
- 2 家族の状況(家族の増減・健康・学校卒業・就職・失業等)

- 3 収入及び支出の状況(資産・負債等の変動を含む。)
- 4 その他支援給付(配偶者支援金の支給)に関する参考事項
- (注) 不要の文字は、使途に従い抹消してください。

年度 月分の支援給付金品(配偶者支援金)を 月 日に交付しましたので、熊本県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則第6条第4項の規定により精算書を提出します。単位:円 剙 导回 皿 些 第年 1111111 쨎 その理由及び残額を生じた世帯主名等の詳細を摘要欄に記入してください。 配偶者 支援金 支援給付費 (配偶者支援金) 交付金精算書 推 茶 被 接 **米** 聚 出 支 猿 医 支援 小 被 技 在宅 支援 差引残額を生じた場合は、 別記第19号様式(第6条関係) **大** 接 账 熊本県知事 支援給付費 配偶者支援金 受 入 額 種類 瘹 畲 困 废 海 Ţ 17 (进) 交 洲 쨅

別記第20号様式中「市町村長 氏 名」を「市町村長」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「及び保護法施行規則第5条第1項」を削り、「お届けします」を「次のとおり届けます」に改める。

別記第21号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「及び保護法施行規則第6条」を削り、「施設設置の」を「次のとおり施設の設置の」に改める。

条」を削り、「施設設置の」を「次のとおり施設の設置の」に改める。 別記第23号様式中「印」を「印」に、「付」を「付け」に、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記第26号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別記第28号様式中「名の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「人の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「退所(死亡)した」を「退所(死亡)をした」に、「備考欄にその」を「、備考欄にその」に、「記入すること」を「記入してください」に、「その徴収額」を「、その徴収額」に、「実施機関」を「、県」に改める。

別記第29号様式中「印」を削り、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「お届けします」を「次のとおり届けます」に、「保護に」を「支援給付に」に改める。

別記第30号様式から別記第32号様式までを次のように改める。

### 別記第30号様式(第14条関係)

保護施設廃止(事業縮小・休止)報告書

第 年 月 日

熊本県知事様

#### 市町村長

年 月 目付け 第 号により設置の認可を受けた(届出を行った)施設の廃止(事業縮小・休止)をしたので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第7条の規定及び熊本県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細則第14条第1項の規定により次のとおり報告します。

- 1 廃止(事業縮小・休止)年月日
- 2 廃止(事業縮小・休止)時の被支援者数

- 3 廃止(事業縮小・休止)の際の被支援者に対する措置
- 4 廃止(事業縮小・休止)の理由

(注)不要の文字は、使途に従い抹消してください。

#### 別記第31号様式(第14条関係)

保護施設休止(廃止)認可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地 施設名 代表者氏名

EII

年 月 日付け 第 号により設置の認可を受けた 施設の 休止(廃止)をしたいので、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残 留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によ るものとされた生活保護法第42条の規定により次のとおり認可を申請します。

- 1 休止(廃止)予定年月日
- 2 休止(廃止)時の被支援者数
- 3 休止(廃止)の際の被支援者に対する措置
- 4 廃止(休止)の理由
- 5 財産の処分方法
- 6 交付金又は補助金の残余額

(注)不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第32号様式(第15条関係)

条第3項において準用する場合も含む。)においてその例によるものとされた生活保護法第72条の規定により繰替支弁しましたので、証ひよう書類を添えて請求します。 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項 (同法第1

支援給付費(配偶者支援金)繰替支弁金請求書

書類を添えて請求します。

熊本県知事

所名

被支援者 (风給者)

支援給付の種類及び方法 (配偶者 支援 金の支給の方法)

支援給付 (配偶者支 接金の支給)の期間

市町村長

됴

齫 輝 抽口 金 # 女 描

備考 40億 者 金 偶漿 人員 配支 金額 設實 人員 施事 金額 祭付 恕 諁 人同人 藥支 金額 業付 箈 羰 人員 生炭 金額 強付 箈 巌 人員 出支 金額 療付 绺 援 医支 金額 護付 蠍 怨 譲 人員 介支 金額 全付 箈 選 ¥ Y 住支 金額 活付 夞 艱 人員 生支 市等人員 

(注) 不要の文字は、使途に従い抹消してください。

別記第33号様式中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、「(以下「保護法」という。)」を削り、「保護法第73条第1号(第2号)」を「同法第73条第号」に、「市長氏名」を「市長」に、「被保護者名」を「被支援者名」に改める。 (熊本県児童福祉法施行細則の一部改正)

第2条 熊本県児童福祉法施行細則(昭和43年熊本県規則第34号)の一部を次のよう に改正する。

別表第1から別表第5までの規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第3条 熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和45年熊本県規則第42号)の一部を次のように改正する。

則第42号)の一部を次のように改正する。 第11条第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(熊本県営住宅管理規則の一部改正)

第4条 熊本県営住宅管理規則(平成9年熊本県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(」に改める。 附 則

(施行期日)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。 (経過措置)

2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の熊本県中国残留邦人等に対する 支援給付事務取扱細則(以下「旧規則」という。)の規定により提出されている申請書 その他の書類は、第1条の規定による改正後の熊本県中国残留邦人等の円滑な帰国の促 進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行細 則(以下「新規則」という。)の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により交付されている通知書その他の書類は、 新規則の規定により交付された通知書その他の書類とみなす。